

成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領

(目的)

第1条 この要領は、成田市が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託、物品の調達及び清掃等の業務委託(以下「建設工事等」という。)の契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、成田市入札参加資格者名簿に登載された者(以下「有資格業者」という。)が工事事務等を引き起こした場合における指名停止等に関して、法令に特別の定めがあるものを除くほか、必要な措置を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、建設工事等の契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前各項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の長いものをもって指名停止の期間とする。ただし、当該措置要件ごとに規定する期間が短期及び長期をもって定められている場合(以下「期間が短期及び長期をもって定められている場合」という。)にあっては、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間（期間が短期及び長期をもって定められている場合は、その短期）は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

ただし、指名停止の期間は、最長36か月とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号及び第2号又は第3号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号及び第2号又は第3号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前各項の規定による指名停止の期間（期間が短期及び長期をもって定められている場合は、その短期）未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項から第3項の規定による期間（期間が短期及び長期をもって定められている場合は、その長期）を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。
ただし、指名停止の期間は、最長36か月とする。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第4条第2項の規定に該当するこ

ととなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 別表第2第4号、第5号、第7号又は第8号に該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2第4号、第5号、第7号又は第8号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前号に掲げる場合を除く。) それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (3) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間
- (4) 成田市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号又は第8号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

(指名停止の通知)

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく書面により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した建設工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならないものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合には成田市工事等指名業者選定審査会に諮り随意契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止)

第8条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が市の発注した建設工事等の全部若しくは一部を新たに下請（二次下請等も含む。）し、又は受託させてはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名停止の公表）

第10条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。

附 則

（施行期間）

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後の事実による指名停止の措置について適用し、この要領の施行の日前の事実による指名停止の措置については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月4日から施行する。

別表第1

千葉県内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(県の指名停止の通知)	
(1) 千葉県から指名停止の通知があったとき。	通知のあった期間
(虚偽記載)	
(2) 成田市の発注する建設工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格審査申請書、添付書類その他の入札前後の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(過失による粗雑工事)	
(3) 成田市の発注した建設工事等 (以下この表において「市発注工事等」という。)の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき (かしが軽微であると認められるときを除く)。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(4) 千葉県内における建設工事等で、前号に掲げるもの以外のもの (以下この表において「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(契約違反)	
(5) 第3号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
(6) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(7) 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
(8) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内

措置要件	期間
<p>(9) 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (違約金等の完納)</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 2 か月以内</p>
<p>(10) 成田市財務規則(昭和44年規則第13号)又は契約約款の規定に基づく違約金、損害金又は賠償金(以下「違約金等」と言う。)を完納しないとき。 (裁判において係争中又は判決があったとき)</p>	<p>違約金等の完納が確認 できた日まで</p>
<p>(11) 市発注工事等の契約の履行に関し、裁判において係争中又は判決があったとき。</p>	
<p>ア 違約金等の支払いを求める訴えを市が提起し、有資格業者が違約金等を支払う旨の判決が確定したとき。</p>	<p>違約金等の完納の日から 36 か月</p>
<p>イ 違約金等の支払いを求める訴えを市が提起し、第一審の判決確定までに、有資格業者が違約金等を支払うことを認めたとき。</p>	<p>違約金等の完納の日から 12 か月</p>
<p>ウ 違約金等の請求以外の理由により市が訴えを提起したとき。</p>	<p>判決が確定するまで</p>
<p>エ ウの訴えの判決において、勝訴が確定したとき。</p>	<p>市長が定める期間</p>
<p>オ 有資格業者が市又は市の執行機関あるいは市職員に対して損害賠償を求める訴えを提起した場合において、原告の敗訴が確定したとき。</p>	<p>市長が定める期間</p>
<p>カ オの訴えにおいて、有資格業者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠き、且つ有資格業者が容易にそのことを知り得たのに、あえて提訴したことが明白なときは、原告敗訴の第一審判決が下されたとき。</p>	<p>市長が定める期間</p>

別表第 2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が成田市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 有資格業者の代表権を有する役員、代表権を有すると認める肩書きを付した役員、実質的経営者としてその業務全般を統括していると認められる者。(以下「代表役員等」という。)	36 か月
イ 有資格業者の役員又は有資格業者の支店若しくは営業所(常時工事等の請負契約締結する事務所をいう。)を代表するもので代表役員等以外の者。(以下「一般役員等」という。)	18 か月
ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外の者。(以下「使用人」という。)	12 か月
(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が成田市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	6 か月以上 12 か月以内
イ 一般役員等	3 か月以上 9 か月以内
ウ 使用人	2 か月以上 6 か月以内
(独占禁止法違反行為)	
(3) 成田市の発注した建設工事等(以下この表において「市発注工事等」という。)に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反した場合において、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 36 か月
(4) 千葉県内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 12 か月以上 24 か月以内
(5) 前号に掲げる区域外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6 か月以上 12 か月以内
(競売入札妨害又は談合)	
(6) 市発注工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 36 か月

措置要件	期間
<p>(7)千葉県内において、他の公共機関が発注した建設工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(8)前号に掲げる区域外において、他の公共機関が発注した建設工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(建設業法違反行為)</p> <p>(9)市発注工事等において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(10)市発注工事等以外において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(その他の不正又は不誠実な行為)</p> <p>(11)別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(12)別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当る犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 4か月以上18か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>